

■フットサルコート営利・指導許可会員規約

第1条（目的）

本規約は、当施設において大会・イベント・スクール等の営利活動・指導活動を行うことを希望する者に対し、特別な利用資格「フットサルコート営利・指導許可会員」（以下「当該会員」という）の資格を付与し、その利用条件・権利・義務を定めることを目的とする。

第2条（定義）

- 1.営利活動とは、参加費・指導料・チーム登録料・スポンサー料・広告収入その他の対価を得る目的で行われる大会、イベント、スクール、講習会、レッスン等をいう。
- 2.フットサルコート営利・指導許可会員とは、当施設が審査のうえ営利活動を許可した者をいう。

第3条（会員資格）

- 1.当該会員の資格取得には、当施設が定める申請書類の提出および審査を必要とする。
- 2.当施設は、活動内容・安全管理体制・過去の実績・参加者層等を総合的に判断し、資格付与の可否を決定する。
- 3.審査結果について、申請者は異議を申し立てることはできない。

第4条（会員の権利）

当該会員は、以下の営利活動を行うことができる。

- 1.フットサル大会・リーグ戦等の開催
- 2.フットサルスクール・クリニック・レッスンの実施
- 3.チーム勧誘・スポンサー活動を伴うイベントの開催
- 4.その他、当施設が事前に承認した営利活動

※大会・リーグ戦その他の営利活動を目的とする催事については、その用途に応じて通常利用料とは別に当該催事に係る「特殊用途利用料」を徴収する場合がございます。

場所利用料の額は、催事の規模・内容・利用時間等を勘案し、施設側が定めるものとします。

第5条（会員の義務）

当該会員は、以下の義務を負う。

- 1.活動内容・参加人数・使用設備等を事前に申請すること
- 2.施設利用料・会員料・追加料金等を期日までに支払うこと
- 3.参加者の安全管理・怪我防止に最大限配慮すること
- 4.接触プレー・危険行為による参加者の怪我等に対して適切な対処を行うこと
- 5.施設備品（ゴール・ネット・ボール等）を適切に使用すること
- 6.破損・事故が発生した場合は速やかに報告すること
- 7.参加者への保険加入・免責説明を適切に行うこと
- 8.施設の名誉・信用を損なう行為を行わないこと

第6条（禁止事項）

当該会員であっても、以下の行為は禁止する。

- 1.許可なく第三者へ利用権を転貸・譲渡する行為
- 2.過度な音響機器の使用、近隣に迷惑を及ぼす行為
- 3.暴力行為・危険行為・過度な接触プレーを容認する行為
- 4.公序良俗に反するイベントの開催
- 5.参加者間のトラブルを放置する行為
- 6.施設側の指示に従わない行為

第7条（料金）

1. 当該会員のコート利用料金は、ビジター(非会員)・通常会員の利用料金と異なるものとする。

利用料金(1時間あたり・税込金額)

平日9時～18時：9,900円

平日18時～22時・土日祝：13,200円

- 2.大会・イベント実施に伴う利用の料金体系は、コート利用料・イベント規模・参加人数等に応じて施設が定める。

第8条（損害賠償）

- 1.会員または参加者が施設設備を破損した場合、実費を賠償するものとする。
- 2.会員の運営するイベント中に発生した事故・怪我・トラブルについて、施設は一切の責任を負わない。
- 3.会員は、必要に応じて保険加入を行うものとする。

第9条（契約解除・資格停止）

当施設は、以下のいずれかに該当する場合、会員資格を停止または解除できる。

- 1.本規約に違反した場合
- 2.施設の運営に支障をきたす行為があった場合
- 3.虚偽の申請が判明した場合
- 4.参加者から重大な苦情・トラブルが発生した場合
- 5.施設側が不適切と判断した場合

※解除に伴う返金は一切行わない。

第10条（免責）

- 1.天候不良・災害・施設トラブル等により利用が中止となった場合、施設は損害賠償責任を負わない。
- 2.会員は、参加者に対し免責事項を事前に説明する義務を負う。

第11条（規約の変更）

施設は、必要に応じて本規約を変更できるものとし、変更後の規約は施設掲示または公式サイトにて告知する。

第12条（利用時の掲示物掲示義務）

当該会員が大会・イベント・スクール等の営利活動・指導活動を行う際には、事務局より付

与される当該会員であることを証明する掲示物を外から見える形で掲示しなければならない。

第13条（その他）

- 1.本規約に定めのない事項については、施設側の判断に従うものとする。
- 2.当該会員に登録したチーム・代表者は当規約に対して同意した上で会員登録を行うものとする。